

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和5年7月4日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

(1) 小規模保育事業所に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・ 2

(教育委員会)

件名	小規模保育事業所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課
内容	<p>小規模保育事業所に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 実施施設数 小規模保育事業所 14施設（全27施設中）</p> <p>2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数）</p> <p>(1) 文書指摘：15件（13件） 支援法等関係法令等に違反する事項</p> <p>(2) 口頭指導：30件（6件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>3 検査結果の特徴 文書指摘・口頭指導ともに昨年度より増加、特に口頭指導は大幅増となった。</p> <p>(1) 避難訓練・消火訓練はそれぞれ毎月実施しなければならないところ、訓練担当者が失念して文書指摘を受けた施設が確認された。</p> <p>(2) 自ら保育内容等を振り返り保育の質の向上へつなげることへ意識が及ばず、自己評価を実施していない施設、あるいは自己評価は行ったものの結果を公表していない施設が確認された。</p> <p>(3) 令和4年度は施設における事故の報告に関する検査項目を強化した。そのため事故対応に関する指針の整備が不十分な施設、あるいは指針は作成したものの職員間での共有が不十分な施設が確認された。</p> <p>4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細はP3～4参照）</p> <p>5 今後の方針</p> <p>(1) 文書指摘、口頭指導の内容について、足立区小規模保育事業者全体説明会等を通じ全施設に対し説明し、改善等に向けて周知の徹底を図った。</p> <p>(2) 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進める。</p> <p>(3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表を行った。</p>

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 避難・消火訓練を実施していない月がある：4件（3件） ➡ 訓練担当者は毎月訓練実施が必要なことは知っていたが、避難及び消火訓練をともに毎月実施しなければならないことを失念し、どちらかの訓練のみ実施していた月があった。該当施設は検査時に指導した。施設全体へは資料を作成し、全体会で説明して制度への理解を徹底した。
	2 施設の自己評価が行われていない：3件（1件） ➡ 施設は自ら自己評価について実施し、その結果を保護者に公表しなければならない。「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した実施方法及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。
	3 在籍児の健康診断実施回数が不足している：3件（3件） ➡ 年度の途中に利用を開始した子どもについて実施回数不足が見られた。すべての子どもに、少なくとも1年に2回、定期健康診断を行うよう指示した。チェックシートを作成、配付、回収を行い、確実に2回受診しているか確認する仕組みをつくる。
	4 調乳担当者の検便を適切に行っていない：2件（0件） ➡ 特に新規採用の職員について、細菌検査を実施し陰性の結果を確認した後、調乳担当者として従事させるよう指示した。
	5 会計経理を他の事業と区分して行っていない：2件（0件） ➡ 施設の会計を他の事業と区分するよう指示した。
	6 利用者負担額を求める書面が作成されていない：1件（0件） ➡ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。保護者に代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指示した。

□ 頭 指 導 (主 な も の)	1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：5件（0件）
	➡ 子どもの睡眠中の窒息等事故防止対策として、顔色や呼吸を一人一人顔を見て体に触れて確認すること、園内研修等で睡眠時事故防止に関するマニュアルの再確認を行うことを指導した。
	2 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない：3件（0件）
	➡ 職員間でマニュアル等を確認、共有する機会を設けておらず、マニュアルどおりの対応がされていなかった。職員会議や園内研修を通じて職員間での周知を徹底し、施設全体でマニュアルに沿って対応するよう指導した。
	3 苦情対応の措置が不十分である：2件（0件）
➡ 苦情対応の窓口となる第三者委員等は任命されていたが、施設の取り決め等を規定し保護者等へ配付し周知する重要事項説明書に委員の氏名や連絡先が記載されていなかった。記載したものを保護者等へ配付し周知するよう指導した。	
4 現金・預金の保管が不適正である：2件（0件）	
➡ 施設長以外の職員に開錠する番号が明かされている金庫で現金・預金が保管されていた。施設長ほか金銭を管理する特定の職員だけが開錠できる金庫等で保管するよう指導した。	